

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎県税に係る徴収金の収納事務の委託（税 務 課）	3
◎告示（自動車税に係る徴収金の収納事務の委託）の一部改正（ " ）	4
○私立専修学校の設置の認可（私学・大学 支援課）	4
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（治山林道課）	4
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	4
○道路の供用開始（ " ）	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（2件）（公園下水道 課）	5
○告示（児童福祉法第18条の9の規定に基づく指定試験機関の指定）の一部改正（教育委員会 事務局幼保 支援課）	5
○告示（児童福祉法に基づく指定試験機関の指定）の廃止（ " ）	5

規 則

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第5号

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式別紙1注1中「全ての」を削り、同様式別紙2

を次のように改める。

別紙2

添付書類一覧

この申請書に添えて提出する書類について、□内に△印を付けてください。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日、性別及び役職を記載した名簿）（添付書類1）
- 事業管理責任者に関する次に掲げる書類
 - 事業管理責任者が申請者の役員である場合は、その旨を証する書類
 - 申請者が地方公共団体である場合は、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
 - 上記2項目以外の場合は、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」といいます。）第19条の4第1項第1号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟をしようとする場合は、施行規則第19条の5第1項第1号に規定する夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含みます。）
- 事業管理責任者が施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる業務を行う旨を誓約する書面（添付書類2）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許に係る狩猟免状の写し
- 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合は、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている許可に係る許可証の写し（麻醉銃を使用する場合は、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含みます。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した施行規則第19条の4第1項第6号に規定する知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した施行規則第19条の2第2項第9号イからハまでに掲げる講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（同号イ又はロに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者の場合は、その旨を証する書類）
- 夜間銃猟をしようとする場合は、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が施行規則第19条の5第1項第2号に掲げる基準に適合することを証する書類（添付書類3から添付書類5まで）
- 施行規則第19条の7に規定する研修に関する計画書
- 申請者に係る施行規則第19条の8第1号に規定する実績に関する書類（添付書類6）
- 役員及び事業管理責任者が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面（添付書類7）
- 施行規則第19条の8第4号に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者であることを誓約する書面（添付書類8）

別記第8号様式（添付書類7）中「3年を経過しない者（）」を「5年を経過しない者（）」に改める。

別記第12号様式別紙1注1中「全ての」を削り、同様式別紙2を次のように改める。

別紙 2

添付書類一覧

- この申請書に添えて提出する書類について、□内に△印を付けてください。
- なお、鳥獣捕獲等事業の認定の申請時又は前回の有効期間の更新の申請時と同じ都道府県知事に申請する場合は、その申請時に提出した書類から変更がなく、この申請時に改めて確認する必要がない書類については、添付を省略することができる場合がありますので、事前に確認してください。
- 法人の定款又は寄附行為
 - 法人の登記事項証明書
 - 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日、性別及び役職を記載した名簿）（添付書類1）
 - 事業管理責任者に関する次に掲げる書類
 - 事業管理責任者が申請者の役員である場合は、その旨を証する書類
 - 申請者が地方公共団体である場合は、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
 - 上記2項目以外の場合は、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」といいます。）第19条の4第1項第1号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟をしようとする場合は、施行規則第19条の5第1項第1号に規定する夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含みます。）
 - 事業管理責任者が施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる業務を行う旨を誓約する書面（添付書類2）
 - 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許に係る狩猟免状の写し
 - 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をしようとする場合は、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている許可に係る許可証の写し（麻醉銃を使用する場合は、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含みます。）
 - 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した施行規則第19条の4第1項第6号に規定する知識を含む救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
 - 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した施行規則第19条の2第2項第9号イからハまでに掲げる講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（同号イ又はロに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者の場合は、その旨を証する書類）
 - 夜間銃猟をしようとする場合は、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が施行規則第19条の5第1項第2号に掲げる基準に適合することを証する書類（添付書類3から添付書類5まで）
 - 施行規則第19条の7に規定する研修に関する計画書
 - 施行規則第19条の7に規定する研修の実施状況に関する報告書（添付書類6）
 - 申請者に係る施行規則第19条の8第1号に規定する実績に関する書類（添付書類7）
 - 役員及び事業管理責任者が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面（添付書類8）
 - 施行規則第19条の8第4号に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
 - 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者であることを誓約する書面（添付書類9）

別記第12号様式（添付書類8）中「3年を経過しない者（）」を「5年を経過しない者（）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき県税に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

委託した者		委託の内容	委託期間
所在地	名称		
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	徴収金の収納事務の取りまとめ	平成28年2月15日から同年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	〃	〃
千葉県千葉市美浜	ミニストップ	〃	〃

区中瀬一丁目5番地1	株式会社		
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポブラ	〃	〃
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	〃	〃
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	〃	〃
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサースチェーン株式会社	〃	〃
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	〃	〃
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	〃	〃

高知県告示第164号

平成27年5月高知県告示第282号（自動車税に係る徴収金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。
平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

表中「平成28年3月31日」を「平成28年2月14日」に改める。

高知県告示第165号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、私立専修学校の設置を次のとおり認可した。
平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

学校名	設置者名	認可年月日
近森病院附属看護学校	社会医療法人近森会	平成28年3月22日

高知県告示第166号

平成28年2月高知県告示第46号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林

法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 住所 兵庫県川西市大和西四丁目11番地6
イ 氏名 竹村 正行
- (2)ア 住所 高知市越前町一丁目10番25号
イ 氏名 谷 俊夫
- (3)ア 住所 岡山県玉野市玉原二丁目11番1-204号
イ 氏名 山下 昌彦
- (4)ア 住所 幡多郡橋上村野地1870番地
イ 氏名 吉村 寅吉
- (5)ア 住所 宿毛市橋上町野地1729番地
イ 氏名 新見 元
- (6)ア 住所 幡多郡佐賀町市野々川35番地
イ 氏名 新見 元
- (7)ア 住所 幡多郡橋上村野地1274番地
イ 氏名 山下 健二郎
- (8)ア 住所 宿毛市小筑紫町栄喜448番地
イ 氏名 河原 三吉
- (9)ア 住所 高岡郡中土佐町大野見奈路567番地
イ 氏名 岡内 理恵
- (10)ア 住所 高知市南はりまや町二丁目1番20号
イ 氏名

宮本 隆義

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年1月農林水産省告示第97号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町古城字コジロ866番2から高岡郡四万十町古城字コジロ869番2まで	前	4.0 }	28
	後	7.9 }	
		8.5	

高知県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

幡多郡大月町春遠字 ナバ木1439番28から 幡多郡大月町春遠字 ナバ木1439番9まで	前	5.9 }	161
		38.1	
	後	5.9 }	152

高知県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年3月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町春遠字ナバ木 1439番28から 幡多郡大月町春遠字ナバ木 1439番9まで	152	平成28年3月22日

高知県告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
いの町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和58年12月高知県告示第783号高知広域都市計画下水道事業（枝川第一都市下水道）
- 3 事業施行期間
昭和58年12月2日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成25年4月高知県告示第261号の事業地に吾川郡いの町枝川字森山を加える。

(2) 使用の部分

平成25年4月高知県告示第261号の事業地に吾川郡いの町枝川字キタノハナを加え、同事業地のうち吾川郡いの町枝川字神ノ谷、福ノ岡、峯ノ岡、松原、カイトク、藤ヶ谷、板屋、一部、大和田、キノ内、西の袖、岡光、柳ヶ本、北山及び天神ノ本地内において事業地を変更し、同事業地から吾川郡いの町枝川字上汗見、前田、シリカタ、念沸ヶナロ、天神ヶ谷及び向山地内の事業地を削る。

高知県告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
いの町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和62年11月高知県告示第693号高知広域都市計画下水道事業（枝川第二都市下水道）
- 3 事業施行期間
昭和62年11月20日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成25年4月高知県告示第262号の事業地に吾川郡いの町枝川字馬路を加える。

(2) 使用の部分

平成25年4月高知県告示第262号の事業地に吾川郡いの町枝川字泉ノ本、池ノ谷、下池ノ谷、西地、中屋、東谷、東谷ヲク、小田及び四反田を加え、同事業地のうち吾川郡いの町枝川字的場、松場、行次、藤ヶ瀬、ミノコシ、耳無、東谷口、東ミ子、六反地及び大領西地内において事業地を変更し、同事業地から吾川郡いの町枝川字上松葉地内の事業地を削る。

高知県告示第172号

平成16年4月高知県告示第307号（児童福祉法第18条の9の規定に基づく指定試験機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 を次のように改める。
 - 1 指定試験機関が行う事務
保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）
 - 3 を次のように改める。
- 3 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人全国保育士養成協議会
東京都豊島区高田三丁目19番10号

高知県告示第173号

平成17年4月高知県告示第355号（児童福祉法に基づく指定試験機関の指定）は、廃止する。

平成28年3月22日

高知県知事 尾崎 正直